

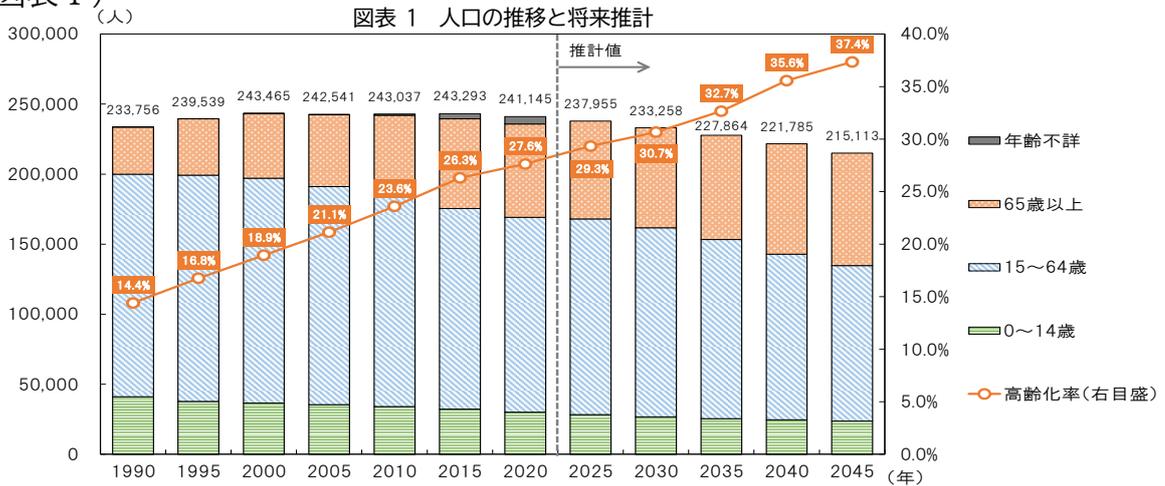
導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

ア 人口構造

松本市の人口は、2002年（平成14年）をピークに減少傾向に転じており（国勢調査でのピークは2000年（平成12年））、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると今後更に減少すると予測されています。また、高齢化の進行とともに、15歳～64歳の生産年齢人口の減少が予測され、これに伴う労働力不足が懸念されます。（図表1）



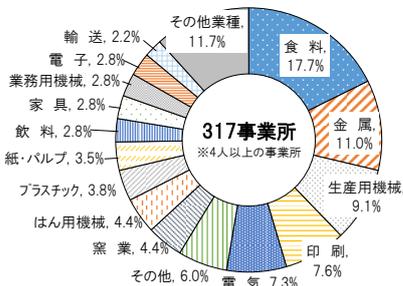
（資料）総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」
 （注）2020年まで国勢調査、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値

イ 産業構造

市内製造業の事業所数の構成比は、「食料品製造業」「金属製品製造業」「生産用機械器具製造業」「印刷・同関連業」「電気機械器具製造業」の順に多く、これら上位5業種で全体の半数強を占めています。（図表2）

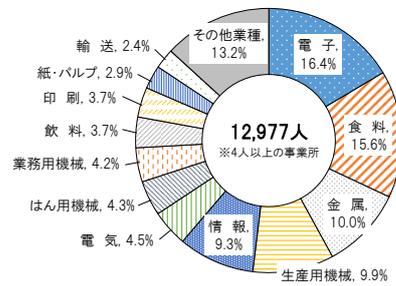
従業者数を業種別に見ると、「電子部品・デバイス・電子回路製造業」、「食料品製造業」、「金属製品製造業」、「生産用機械器具製造業」、「情報通信機器製造業」の順に多く、これら上位5業種で全体の約6割を占めています。（図表3）

図表2 事業所数の業種別構成比



（資料）令和3年経済センサス-活動調査
 （注1）構成比が2%未満の業種は「その他業種」にまとめて表示
 （注2）「その他業種」は、「木材」「鉄鋼」「情報」「非鉄」「ゴム」「繊維」「化学」「石油」「皮革」

図表3 従業者の業種別構成比



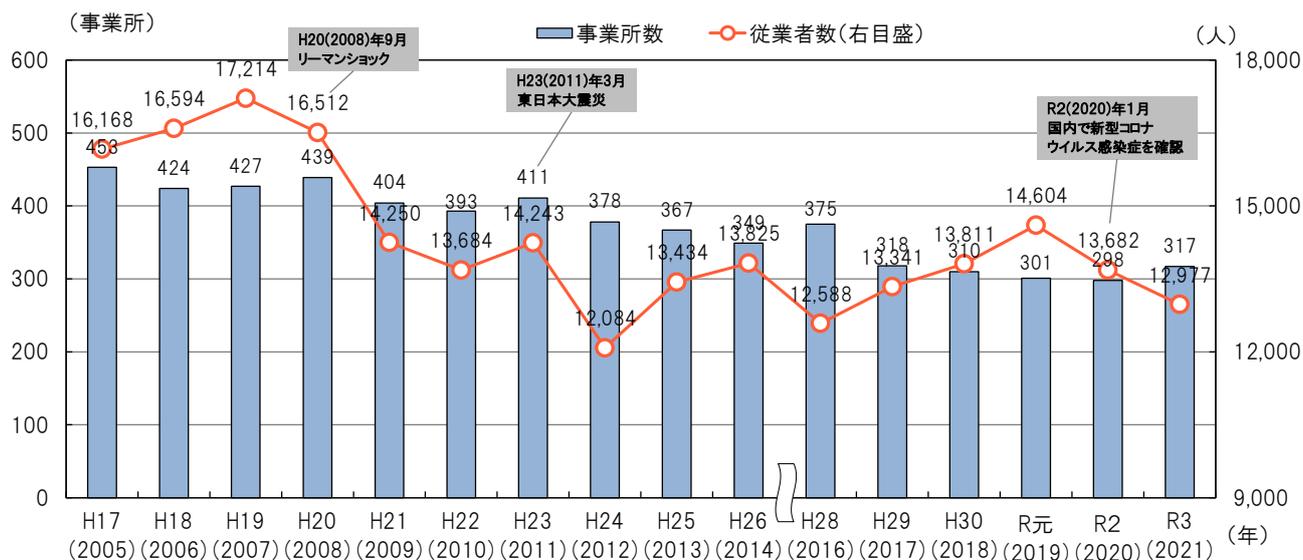
（資料）令和3年経済センサス-活動調査
 （注1）構成比が2%未満の業種は「その他業種」にまとめて表示
 （注2）「その他業種」は、「非鉄」「ゴム」「プラスチック」「その他の製造業」「陶業」「木材」「化学」「鉄鋼」「繊維」「家具」「石油」「皮革」

ウ 事業所数・従業者数

事業所数は2005年以降、全体として減少トレンドにあり、2021年はリーマンショックの前年（2007年）と比べて3割弱減少しています。

同様に従業者数は、リーマンショックの前年に当たる2007年をピークに、東日本大震災の翌年（2012年）にかけて減少したのち、翌2013年以降は増減を繰り返しながら推移しています。（図表4）

図表4 事業所数・従業者数の推移



（資料）経済産業省「工業統計」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」

（注1）従業員が4人以上の事業所

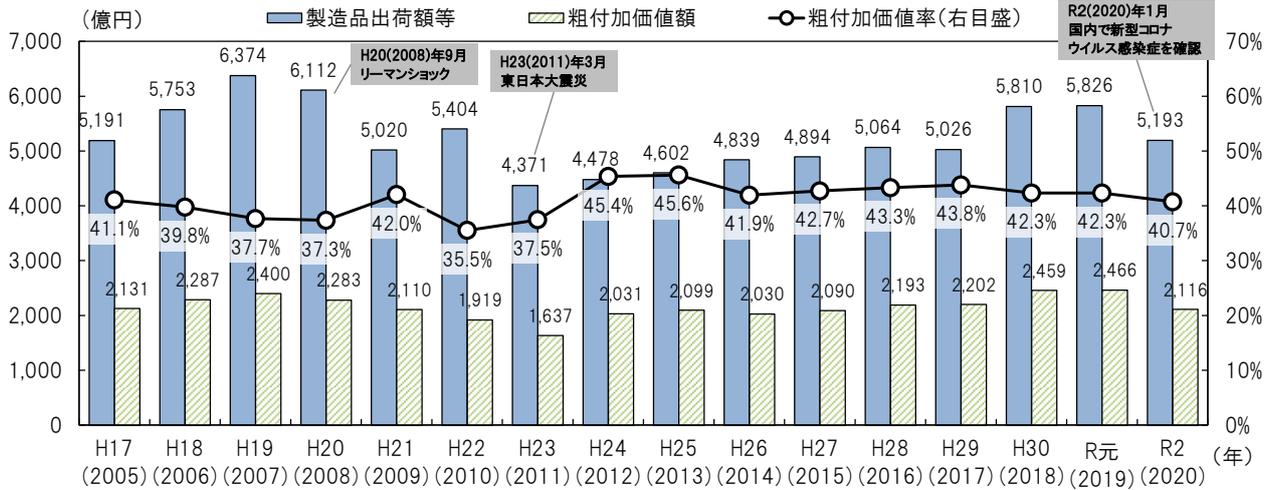
（注2）原則、表示年の数値。但し、H23(2011)年は平成24年2月1日の数値を表示。

エ 製造品出荷額等

2005年以降、製造品出荷額等はリーマンショックの前年に当たる2007年をピークに、東日本大震災が発生した2011年にかけて減少しました。翌2012年以降は増加傾向に転じ、特に2018年及び2019年は約5,800億円の水準にまで回復しましたが、新型コロナウイルスが感染拡大した2020年は再び減少に転じました。なお、2017年から2018年までの間の増加及び2019年から2020年までの間の減少について、製造品出荷額等の対前年伸び率における業種別の寄与度を見ると、いずれも「情報通信機械器具製造業」の変動による影響が大きかったもの考えられます。

また、粗付加価値額では、リーマンショックの前年に当たる2007年を一つのピークに、製造品出荷額等と同様に2011年にかけて減少しました。翌2012年以降は増加トレンドとなり、2019年にはリーマンショック前(2007年)を超える水準に達しましたが、2020年は再び減少に転じています。（図表5）

図表5 製造品出荷額等・粗付加価値額の推移

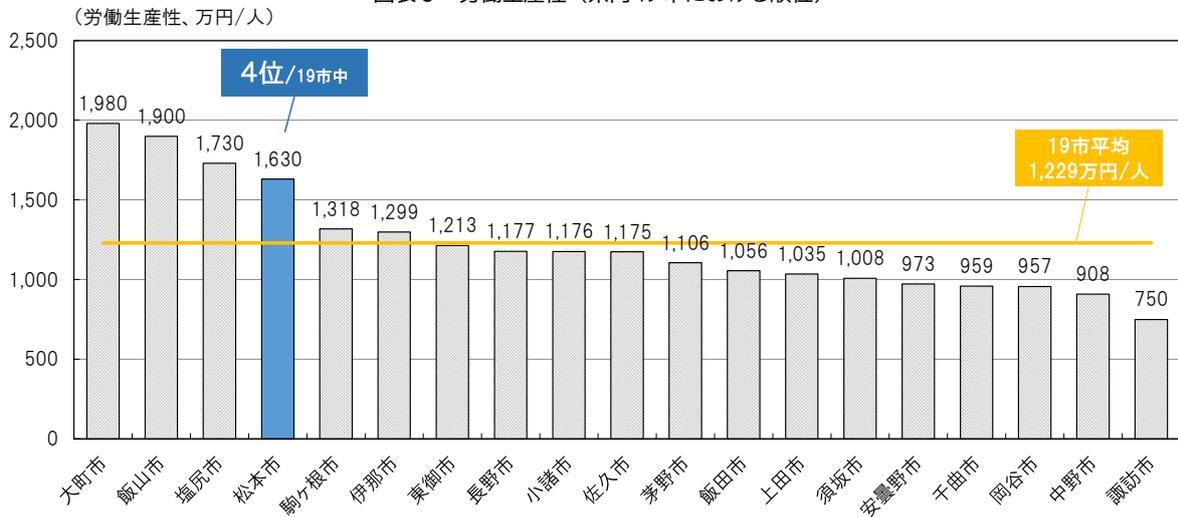


(資料) 経済産業省「工業統計」、総務省・経済産業省「経済センサス活動調査」
 (注) 従業員が4人以上の事業所

オ 労働生産性

県内19市における労働生産性を比較すると、本市は4位と高順位(1,630万円/人)となっています。しかし、これは情報通信機械器具製造業が突出して高いことが要因であり、製造業全体では労働生産性の底上げが課題です。(図表6)

図表6 労働生産性(県内19市における順位)



(資料) 令和3年経済センサス活動調査
 (注1) 4人以上の事業所
 (注2) 粗付加価値額を従業員数で除して算出

以上の内容から、本市の人口は今後更に減少が予測されており、市内の事業所数、従業員数ともに減少傾向で、製造品出荷額等もピーク時よりも低い水準で推移しています。また、少子高齢化の進行とともに、生産年齢人口の減少が予測されており、今後の人手不足に対応するため、中小企業者の先端設備等の導入を促し、生産性を向上させることが不可欠となっています。

(2) 目標

中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画認定件数を50件とします。なお、認定件数の目標値は、本計画期間の終期までの件数とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるもの）が年平均3%以上向上すること。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、小売業、宿泊業など多岐にわたっており、これらの業種で広く生産性の向上を実現するため、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等の全てとする。

- ・機械及び装置
- ・器具及び備品
- ・工具「測定工具及び検査工具（電気または、電子を利用するものを含む）」
- ・建物附属設備
- ・ソフトウェア

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、製造業、小売業、宿泊業など多岐にわたっており、これらの業種で広く生産性の向上を実現するため、本市の全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、小売業、宿泊業など多岐にわたっており、これらの業種で広く生産性の向上を実現するため、中小企業経営強化法第2条第1項に規定する中小企業が行う全業種・全事業とする。

- ・製造業、建設業、運輸業、その他の業種（卸売業、小売業、サービス業除く）
- ・卸売業
- ・小売業
- ・サービス業
- ・政令指定業種

ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)

ソフトウェア業又は情報処理サービス業

旅館業

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、計画期間は国が同意した日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

中小企業等の経営強化に関する基本方針に基づき、計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・ 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・ 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・ 市税を滞納している者を先端設備等導入計画の認定の対象から除くことにより、市税負担の公平性を確保する。